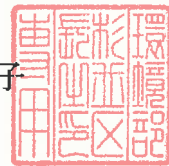


資源の収集・運搬禁止命令違反者の公表について

杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第19条の2第3項及び杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する規則第11条の5の規定に基づき、資源物の収集・運搬禁止命令違反者を下記により公表する。

令和8年 2 月 1 日

杉並区長 岸本 聡子



記

1 公表事項

- (1) 違反した者の住所及び氏名
- (2) 違反の日時及び場所
- (3) 違反の内容
- (4) 違反した者が使用した自動車の自動車登録番号

2 公表する違反者

別紙「第18回資源物の収集・運搬禁止命令違反公表者名簿」のとおり

3 公表基準

令和7年1月1日（水）から令和7年11月15日（土）の間に収集・運搬禁止命令書を交付した通算交付歴2回以上の違反者の最新情報

4 公表期間

令和8年2月1日（日）から令和8年2月28日（土）まで

注1 自動車登録番号に関する公表について

違反した者が使用した自動車の登録番号は公表事項であるが、盗難等による違法使用、代車等の臨時的使用及び自動車所有者の変更などの事実が事前に把握され、公表することが不適切と判断される場合は、非公表とする。

